

## 西尾市住宅浸水対策改修費等補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、大雨による住宅の浸水被害を防止するため、住宅の浸水対策工事を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、西尾市補助金等交付規則（昭和62年西尾市規則第2号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 一戸建ての住宅、長屋建て、共同住宅及び併用住宅（住宅部分の床面積が延べ面積の2分の1以上のものに限る。）をいう。ただし、当該建物に係る1階部分の床面積の2分の1以上を居住の用に供するものに限る。
- (2) 改修工事 既設の住宅を原状回復又は機能向上を図るための工事をいう。
- (3) 改築工事 既設の住宅と同一敷地において、住宅から住宅への建替えを行う工事をいう。
- (4) 浸水対策改修等工事 住宅の浸水対策に係る改修工事又は改築工事で、次に掲げるものをいう。
  - ア かさ上げ工事 既設住宅の床及び基礎、玄関等を30センチメートル以上かさ上げする工事（基礎のやり替え工事を含む。）
  - イ 曳家工事 既設住宅を浸水対策として市長が有効と認める場所に移動させる工事
  - ウ 盛土工事 既設住宅の敷地に30センチメートル以上盛土をして、地盤の高さを上げる工事
  - エ 関連工事 浸水対策効果を補完し、又は高めるものとして、アからウまでの工事に付随して実施する工事
- (5) 浸水防止施設設置工事 住宅及び敷地内への浸水を防止するために次に掲げる施設を設置する工事で、市長が認めるものをいう。
  - ア 止水板 住宅及び敷地の出入口等に非常時に設置する板
  - イ 浸水防止蓋 住宅の床下換気口及びブロック塀等の開口部等に設置する板
  - ウ 浸水防止塀 敷地への浸水を防止する効果が認められるブロック塀等
  - エ 関連施設 浸水防止効果を補完し、又は高めるものとして、アからウ

までの施設と一体的に設置する施設

- (6) 浸水敷地等 過去に浸水による被害があった事が確認できる住宅の敷地及びその隣接住宅の敷地並びに洪水・内水ハザードマップで浸水が予測されている区域で、浸水するおそれがあると市長が認める区域をいう。

(補助対象工事)

第3条 補助対象となる工事は、浸水敷地等に現に存する住宅に行う浸水対策改修等工事、浸水防止施設設置工事及び住宅の浸水対策として市長が有効と認める工事（以下「浸水対策工事」という。）とする。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、浸水敷地等に存する住宅の所有者及び使用者で、当該住宅に浸水対策工事を行う者とする。

2 前項の規定によらず、次の各号に掲げる者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 西尾市税を滞納している者
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。次号において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。次号において同じ。）
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (4) 建築物の売買を業とする者で、販売を目的として所有する住宅に浸水対策工事をする者
- (5) 浸水対策工事が道路改良その他の公共事業の補償対象となっているもの
- (6) 浸水対策工事に関し、国その他地方公共団体の補助金等が交付されているもの
- (7) その他市長がこの要綱に照らし、補助の対象とすることが不相当と認めるもの

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、浸水対策工事に要する費用（以下「補助対象経費」という。）の2分の1に相当する額とし、次に掲げる工事の区分に応じ、当該各号に掲げる額を限度とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

- (1) 浸水対策改修等工事 100万円
- (2) 浸水防止施設設置工事及び住宅の浸水対策として市長が有効と認める工事の合計 50万円

(3) 前2号の合計 100万円

2 この要綱による補助金の交付を受けようとする者が自ら浸水対策工事を行う場合は、資材の購入に要した費用を補助対象経費とする。

3 この要綱による補助金の交付は、1つの敷地につき1回を限度とする。ただし、浸水対策工事施工後に浸水による被害を受けた敷地で、当該浸水被害に対して有効な浸水対策工事として市長が認める場合においては、この限りではない。

(交付の申請及び決定)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該浸水対策工事に着手する前に、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、第5号の書類については、市長が確認をすることに同意する場合に限り、添付を省略することができる。

- (1) 付近見取図、配置図、平面図
- (2) 浸水対策工事の施工方法を示す図書
- (3) 工事見積書の写し
- (4) 浸水対策工事着手前の写真
- (5) 市税の納税証明書（完納証明書用）
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、申請に係る書類を審査のうえ適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を通知する場合において、必要がある場合は、条件を付することができる。

(計画の変更等)

第7条 補助金の交付決定通知を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとする場合は、補助金変更交付申請書（様式第3号）に別に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 浸水対策工事箇所及び施工方法の変更（軽微なものは除く。）
- (2) 補助金の額の変更

2 市長は、前項の申請書を受理した場合において、内容を審査し、適当と認めるときは、補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知する。

(補助事業の中止)

第8条 申請者は、浸水対策工事の中止をしようとする場合は、すみやかに、事業中止届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（完了実績報告）

第9条 申請者は、浸水対策工事が完了したときは、補助事業完了実績報告書（様式第6号）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 浸水対策工事の写真
- (3) 請求書又は領収書の写し（工事請負契約業者の発行したものに限る。）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の書類は、浸水対策工事の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

（補助金の請求及び交付）

第10条 市長は、前条第1項の報告書が提出されたときは、その内容を審査し、必要に応じて現場確認を行い、適正と認めたときは、申請者の請求により補助金の交付をするものとする。ただし、西尾市耐震等関連事業に係る補助金代理受領に関する事務取扱要領に定めるところにより、補助金の受領を当該補助事業の工事請負契約を締結した者（以下「事業者」という。）へ委任する場合は、事業者に補助金を交付する。

2 申請者は、前項の規定により、補助金の交付を受けようとするときは、補助金支払請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第11条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部について期限を定めて返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容、これに付した条件、この要綱その他法令の規定に違反したとき。
- (3) 補助事業完了実績報告書が、第9条第2項に規定する日までに提出されなかったとき。
- (4) 補助対象経費が、交付決定時に比べて完了実績報告時に減少したとき。
- (5) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

（書類の整理及び保管）

第12条 申請者は、診断に係る費用の収支に関する帳簿を備えるとともに、領収

書等関係書類を整理し、5年間保存しなければならない。

(委任)

第13条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

2 市長は、この要綱の施行後5年を目途として補助事業全般に関して検討を加え、その結果に基づき、廃止を含む必要な見直し等の措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。